

事業承継特別保証制度は、事業承継の段階における資金調達にあたり、一定の要件を満たす場合に経営者を含めて保証人を徴求せず、事業承継の促進を支援する保証です。

対象となる方	次の①または②に該当し、かつ、③に該当する方 ①保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ②令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施し、事業承継日から3年を経過していない法人 ③次のアからエの要件を全て満たす法人 ア 資産超過であること イ EBITDA有利子負債倍率(※)が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと (※)EBITDA有利子負債倍率 = (借入金・社債－現預金)÷(営業利益+減価償却費)																				
資金使途	事業資金(保証人を提供していない既往借入金の返済資金を除く) ただし、対象となる方②に該当する方は、事業承継前における保証人を提供している既往借入金の返済資金のみとします。																				
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。																				
保証期間	10年以内(うち据置期間1年以内)																				
貸付形式	証書貸付または手形貸付																				
返済方法	元金均等分割返済または一括返済(一括返済は、保証期間1年以内の場合に限ります。)																				
貸付利率	金融機関所定利率																				
担保	必要に応じて提供していただきます。																				
連帯保証人	不要																				
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) ①中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認(※)を受けた場合 (※)経営状況・ガバナンス体制については、中小企業活性化協議会が確認し、事業承継計画については、事業承継・引継ぎ支援センターが確認します。																				
	<table><tr><td>保証料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>責任共有保証料率</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.85%</td><td>0.70%</td><td>0.60%</td><td>0.50%</td><td>0.40%</td><td>0.30%</td><td>0.20%</td></tr></table>	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%
	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨											
	責任共有保証料率	1.15%	1.00%	0.85%	0.70%	0.60%	0.50%	0.40%	0.30%	0.20%											
(注)保証料率割引制度は適用できません。																					
②中小企業活性化協議会および事業承継・引継ぎ支援センターの確認がない場合																					
	<table><tr><td>保証料率区分</td><td>①</td><td>②</td><td>③</td><td>④</td><td>⑤</td><td>⑥</td><td>⑦</td><td>⑧</td><td>⑨</td></tr><tr><td>責任共有保証料率</td><td>1.90%</td><td>1.75%</td><td>1.55%</td><td>1.35%</td><td>1.15%</td><td>1.00%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.45%</td></tr></table> (注1)自治体融資制度を利用する場合は、保証料率が軽減される場合があります。 (注2)会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP4をご参照ください。	保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨												
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%												
保証割合	責任共有制度対象																				
その他注意事項	プロパー融資(※)の借換が可能です。 (※)プロパー融資とは、信用保証協会の保証を付さない融資をいいます。																				
お問い合わせ窓口	経営支援部 再生発展支援課 (TEL 078-393-4024)																				

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては経営支援部 再生発展支援課までお問い合わせください。